

陳情第12号

流山おおたかの森駅周辺のパチンコ店建設に関する陳情書

(陳情趣旨)

私共、[REDACTED]は流山市市野谷の戸建て51世帯にて構成され、流山おおたかの森駅開設以降、恵まれた住環境の下、発展していく市と共に、穏やかな生活を日々送ってまいりました。これもひとえに、市長および市議の皆様方が「森、緑と共生する住環境」や「子育て世代や子供たちへの教育環境」に関して日々ご尽力頂いているお陰であり、大変感謝いたしております。

しかしながら、流山おおたかの森駅周辺にパチンコ店の建設の可能性があるとの話しを聞き、本自治会の住民から、風紀の乱れ、治安の悪化、子供たちへの悪影響、街のイメージダウン等、多数の不安の声が上がりました。アンケートを実施した結果は圧倒的な多数で反対という声が多く、当自治会ではパチンコ店建設に対して反対という立場を明確にさせていただきます。(注：詳細は別途添付のアンケート集計結果をご参照ください)

森、緑との共生や、子育て世代・子供たちへの配慮をここまで明確に掲げて発展してきた流山市の顔ともいえる流山おおたかの森駅周辺のイメージに、今回のパチンコ店建設はあまりにもそぐわないものであり、今後の流山市および私共の生活に強い危機感を感じております。

私共は市の掲げる明確なスローガンに魅かれて流山おおたかの森に転入してきましたが、今回のパチンコ店は住民が望まない施設です。つきましては、当自治会として下記のご検討およびご対応を要望致します。

記

(陳情項目)

- 1 今回の流山おおたかの森駅周辺のパチンコ店建設の中止への働きかけ
- 2 また、今後、流山おおたかの森駅周辺に同様の施設が建設できないように条例の整備も含めたご対応
- 3 その他、まちの景観の維持・向上に対するご対応

以上

平成27年7月29日

陳情者

[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

流山市議会議長 海老原 功一 様

陳情第13号

「流山おおたかの森周辺の環境（景観・治安）維持」を求める陳情書

（陳情趣旨）

貴議会におかれましては、日頃より流山市の住環境及び子育て環境向上のためご尽力いただき厚く御礼申し上げます。また「都心から一番近い森のまち」、「母（父）になるなら、流山市。」にも表現されている街づくりへのご理解、重ねて感謝申し上げます。

私達の居住区、流山おおたかの森駅周辺におきましては、常にベビーカーを押すお母さん・お父さんや子ども達で溢れております。この人口減少時代において全国トップ10に入るほどの人口増加が実現できたのは、流山おおたかの森周辺の「都会的、かつ、自然と調和した良質な子育て環境」というブランドイメージの構築が大きな効果を上げているのではないのでしょうか。実際、私達住民の多くが、この素晴らしい可能性に期待して転入してまいりました。

しかし先日、私達の居住区のと鼻の先でもある「流山おおたかの森駅の西口の駅前一等地」に予想もしなかった施設、よりによって巨大パチンコ店の建設計画が発表されました。多くの住民の職場が都内で通勤時間もかかる中、子育て環境を第一に選んで転入してきたのに、落胆を隠せません。裏切られた気持ちです。

これは本当に流山市が目指してきた姿なののでしょうか。

私達住民は、今後の街づくりに活かして欲しいと声を届けることにしました。今後もしここ流山に住み続けたいと考えている住民のために、良質な住環境を守っていただきたい。そのために是非とも下記の項目を市当局に強く推進していただきたく、何卒よろしく願いいたします。

（陳情項目）

- 1 流山市が打ち出してきたキャッチフレーズに相応しい「健康・子育て・安心・森の街」を実現する良質な街づくりのための条例整備を行うこと。特に、第二第三の風俗店が建設されることは絶対に発生しないようにあらゆる策を講じること。
- 2 万が一、今回の巨大パチンコ店が建設されるような事態になった場合は、特に景観・治安面における住民の不安に十分に対応されるよう、事業者働きかけを行うこと。

以上です。また、今後の議会運営の参考にしていただきたく当マンションのアンケート結果も添付いたします。

平成27年8月10日

陳情者



陳情第15号  
緊急に介護報酬の再改定を求める陳情書

(陳情趣旨)

2015年4月に改定された介護報酬は、ほぼ全てのサービスで基本報酬が引き下げとなりました。改定では、重点化された認知症・中重度の利用者に対応する加算(0.56%)や介護職員の処遇改善加算(1.65%)が設けられましたが、これらを除けばマイナス4.48%と、かつてない大幅なマイナスとなっています。

社会保障推進千葉県協議会が、6月から7月にかけて実施した県内介護事業所アンケートでは、経営への影響として、「増収」と回答しているのは7%にすぎません。一方、「減収」と回答しているのは約65%で今回の改定の影響の大きさが伺えます。

とりわけ、デイサービスや特別養護老人ホームではマイナスによる影響は大きく、県下各地で「採算」の合わない事業所の閉鎖・事業からの撤退も起き始めています。

今回の介護報酬改定が住民から介護サービスを奪う事態を引き起こすことは明らかです。

政府は、今回の改定で介護報酬を引き下げたことにより「保険料の上昇を抑えた」と宣伝しています。しかし、それは同時に、介護サービスを縮小させサービスを利用できない利用者(介護難民)を生むことを意味しています。社会保障の充実を理由に消費税を引き上げておきながら、「制度の持続可能性」を理由に介護報酬を引き下げ、介護保障を後退させることは納得できません。

地域の介護資源を維持させ、安全・安心の介護を守るためには、介護事業の維持、および確保が困難となっている介護労働者の処遇改善を実施可能とする介護報酬の大幅なプラス改定が必要不可欠です。同時に、介護報酬の引き上げが、住民・利用者の保険料・利用料負担増につながらないための措置も必要です。

以上の趣旨により、下記事項について陳情(請願)いたします。

(陳情項目)

- 1 下記について、国と関係省庁へ意見書を提出してください。
  - (1) 介護事業者と介護労働者が充実したサービスを提供できるよう、緊急に介護報酬を大幅に引き上げること。
  - (2) 介護報酬の引き上げが住民・利用者の保険料・利用料負担増につながらない措置をとること。

以上

2015年8月20日

陳情者



流山市議会議長 海老原 功一 様

## 陳情第16号

### (通称) 飛地山における大規模開発事業に関する陳情書

#### (陳情趣旨)

通称飛地山の地では現在貴重な自然林を伐採し、これまた貴重な埋蔵文化財を撤去して、大規模開発計画が進行しつつあります。当該用地は行政の主導する「都心から一番近い森のまち」のキャッチフレーズを象徴するように市庁舎と流山駅に隣接して、これまで周辺地域の良好な住環境を保つことに大きく寄与してきました。他方この地は古墳時代から明治時代初期の廃藩に伴う葛飾県庁・印旛県庁の所在地となった時期まで、長期にわたる数々の文化遺産を包蔵する土地でもありました。

当地は昭和39年当時の区画整理事業以来今日まで、建築基準法上は私達個人の住宅と同じ扱いの、単なる住居系の用途地域とされてきました。その気になれば「緑地の指定」の可能な時代もあったのではと……。そして何よりも当該用地は市当局として別計画を実施すべく「平和台2号緑地用地取得」として議会の承認を得て予算化され、総合計画後期基本計画に位置づけられていました。付近の多くの住民はその施策に賛同・期待していた場所でもありました。しかしながら、一開発事業者の開発計画により、市の計画は断念せざるを得ない事態に追い込まれたものと思われまます。市としては基本計画を実施すべく努力されたやの話もあるようですが、市当局から全く説明を受けていない私達には本当のところは良く判りません。

このような状況にありまして、私達は「

」を結成いたしました。

ちなみに、事業者の説明に対する周辺住民の意見書25件は全てが開発そのものに基本的には反対の意見でした。ただ、開発事業自体を中止させることはできないと判断した私達は、「街づくり条例」に基づき、市長様宛に開発構想の見直しを求めて「調停申請」を申し出いたしました。その結果、流山市街づくり委員会様のご尽力により、会から選ばれた・両名の調停申出者と開発行為者との間で「協定書」を締結するに至りました。しかし、開発者側の体制が整っていないとのことで、肝心の協議自体は先送りした内容の協定となっております。

つきましては、流山市自治基本条例をより実効性あるものにするため、流山市議会基本条例の精神を十分に活かした強力な議会活動によるご支援・ご協力を賜りたく切にお願い申し上げます。

(陳情項目)

- 1 調停申請には7項目の要望を提示しています。いずれも市当局或いは関係機関(以下「市当局等」という。)と事業者間で事前協議がなされるはずですが、当会は勿論事業者と折衝、協議しますが、それら項目の実現へ向けた市当局等への働きかけをお願いいたします。
- 2 議員の方々の中には、「保育・幼児教育」、「大規模店舗立地」、その他の事項につきましても多くの知見をお持ちの方がおられることと思えます。また、事業者の説明会においてになられた高い関心をお持ちの複数の議員におかれましても、どんなことでも結構ですのでご指導・ご支援をいただきたく、お願いいたします。会員がお伺いし拝聴いたします。

平成27年8月24日

陳情者

[Redacted signature area]

流山市議会議長 海老原 功一 様

## 陳情第17号

### 流山おおたかの森駅周辺の街づくりに関する陳情書

#### (陳情の趣旨)

貴議会におかれましては、全世代にとって住みよい安心で安全な流山の街づくりにご尽力いただき、深く感謝いたします。

さて、今年5月に流山おおたかの森駅西口エリアにパチンコ店建設予定の看板が設置されたことにより、近隣住民をはじめとする流山市民の今後の流山おおたかの森駅周辺の開発に関する不安の声が日に日に大きくなっております。

そのような市民の声を貴議会および市長に正式な形で届け「母（父）になるなら、流山市。」の大方針に見合う街づくりを実現するための法整備および直近の西口駅前パチンコ店に関する懸念事項解決に向けて、貴議会におかれましては、下記『陳情事項』の採択を何卒宜しくお願い申し上げます。

#### (陳情事項)

- 1 流山市の街づくりに対する流山市民のニーズ（別添「アンケート集計結果」参照）に応え、「母（父）になるなら、流山市。」の大方針に相応しい環境を維持するための条例を可及的速やかに整備すべく、市当局へ強く申し入れを行っていただきたい（子どもの通学路や、ファミリー向け住宅の隣接地にパチンコ店等が建設されてしまうような状況が発生しないように、良質な住宅都市を実現する都市計画を後押ししていただきたい）。
- 2 流山おおたかの森駅西口前出店予定のパチンコ事業者に対し、下記の流山市民からの要望に応えるよう、また建設後も将来に渡ってその対応が継続されるよう後押ししていただきたい。

#### (1) 防犯対策

- ・適正な数の警備員配置（平常時は最低2人、オープン時は10人程度の体制で）
- ・警備員による駐車場の巡回義務付け（子どもの車内放置等を防ぐため）
- ・高精度の防犯カメラの設置（周辺の防犯を監視。また子どもの車内放置防止のため、駐車場も設置）

#### (2) 景観および騒音対策

- ・遊技者が店舗前通行者に見えないような設計（子どもたちに悪影響を与える可能性があるため）
- ・のぼり旗やネオンの禁止



